

非常事態発生時における対応の仕方について

1. 交通ストライキ時における生徒の登校について

- (1) 生徒の登校する以前に交通機関のストライキが発令されている場合。
 - ア. 午前6時00分までにストライキが解除された場合は、平常どおりの授業を行う。
 - イ. 午前11時までにストライキが解除された場合には、午後の授業を行う。
 - ウ. 午前11時を過ぎても引き続き解除されない場合には、当日の授業は中止する。
 - エ. 私学協会や県市教育委員会が臨時休校等につきラジオやテレビの放送等を通じて処置を発表した時は、その指示によるものとする。
 - オ. 名鉄およびJR以外の交通ストライキの場合は平常どおり授業を行う。ただし、登校不可能な者は家庭学習とする。

2. 台風時等における生徒の登下校の指導について

- (1) 生徒の登校する以前に名古屋地方気象台から本県（尾張および知多地域は除く）に特別警報または暴風警報が発令されている場合。
 - ア. 午前6時00分までに警報が解除された場合は、平常の授業を行う。
 - イ. 午前11時までに警報が解除された場合には、午後の授業を行う。
 - ウ. 午前11時を過ぎても引き続き解除されない場合には、当日の授業を中止とする。

ただし、交通機関の故障、道路や橋の損壊等で登校が危険な場合には登校に及ばない。なお、その旨を学校に連絡する。

上のア、イの場合、弁当の注文者も弁当を持参する。
- (2) 生徒の登校後に名古屋地方気象台から本県（尾張および知多地域は除く）に特別警報または暴風警報が発令された場合。
 - ア. 台風等の中心位置、進行速度及び方向、発令時における気象状況等により判断して、全校生徒を安全に帰宅させ得ると認めた場合には、当日の授業を中止して速やかに下校させる。下校が危険と認めた場合には、次項に準ずる。
 - イ. 学校より遠隔に居住する生徒の帰宅は困難と認めるか、既に戸外の通行は危険と認める場合には、その生徒を戸外通行の危険がなくなるまで学校に残す。学校に残した生徒は、校舎の最も安全な場所に集める。
- (3) 生徒登校後、台風等の影響を強く受けることが予想された場合には、その都度、遅滞なく処理し、生徒の安全を期する。

(4) 暴風警報または特別警報が発表されていないが大雨等異常気象により、生徒が居住している地域並びに学校所在地に、「警戒レベル4および5」が発令されている場合には、行政の指示に従い安全を第一として行動する。その際、その旨を学校に連絡する。

また、公共交通機関や河川、道路等の状況から登校することが危険・困難な場合は、学校へ連絡し指示を仰ぐ。

上記のような場合には、実情を勘案の上、欠席扱いとしないこととする。

3. 定期試験前・中における特別警報または暴風警報発令時の対応について

定期試験前・中に特別警報または暴風警報が発令された場合、試験については以下のように期日を変更して実施する。

(1) 登校する以前に本県（尾張、知多地域は除く）に警報が発令されている場合

ア. 午前6時までに警報が解除された場合は、予定どおり試験は実施する。
※交通途絶等のため登校が困難である場合は、学校に連絡をして指示を受けること。

イ. 午前6時までに警報が解除されなかった場合は、その日の試験は中止し休校とする。当日実施を予定していた試験は試験最終日の次の登校日に延期し、第1時限目から実施する。放課は10分とし、試験後は通常の授業を行う。

(2) 本県には警報が発令されていないが、移住地に警報が発令されている場合、該当する生徒は学校に連絡し、指示を受けること。

(3) 登校後、試験中に警報が発令された場合

試験中の科目は中断せず、その時限の終了時刻まで実施する。

それ以降の動きについては、学校の指示に従う。

試験を実施できなかった科目があった場合は、試験最終日の次の登校日に延期し、第1限目から実施する。放課は10分とし、試験後は通常の授業を行う。